

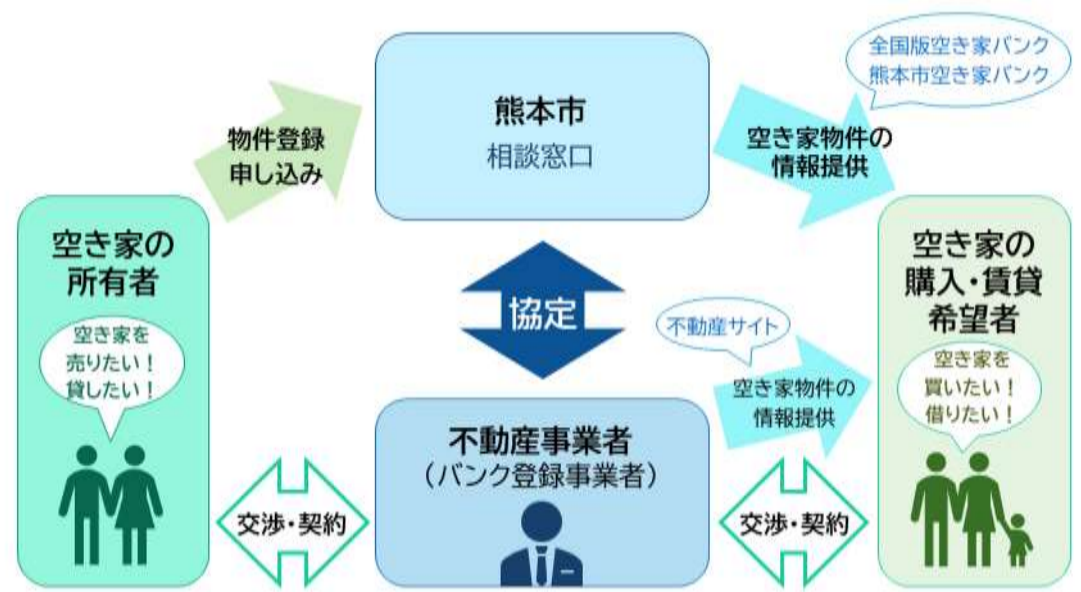
制度概要

空き家バンク制度とは、空き家を貸したい・売りたい所有者から市に提供された物件情報を空き家バンクに登録し、空き家を借りたい・買いたい利用者に提供することで、空き家の流通促進と地域の活性化を図るものです。

登録された空き家の媒介契約は、市と連携している不動産関係4団体に所属している不動産事業者が行います。

空き家バンク業務に参加する登録事業者になるためには、登録申請手続きが必要です。

本制度のイメージ図



本制度を利用できる事業者

次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ▶ 熊本市内に事業所を置く宅建業者であること
- ▶ 熊本市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと
- ▶ 代表者及び役員が、暴力団及び暴力団員でなく、かつ、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること
- ▶ 自らが行う不動産事業について、ホームページ等により広報できること
- ▶ 宅地建物取引業法に基づく監督処分を受けていないこと
- ▶ 一般社団法人九州不動産公正取引協議会から過去2年間「嚴重警告」以上の措置を受けていないこと
- ▶ 連携不動産関係4団体のいずれかに所属し、団体の指導を受けていないこと

市と連携協定を締結した不動産関係4団体

- ・一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会熊本県支部
- ・一般社団法人熊本県賃貸住宅経営者協会
- ・公益社団法人全日本不動産協会熊本県本部

熊本市空き家バンク登録事業者のフロー

媒介事業者の募集



市に賃貸・売却登録希望物件の申請があった場合、登録事業者に通知します。

当該物件の媒介を希望する事業者は、「空き家バンク媒介希望申請書」(様式第16号)を市に提出してください。

商談会の開催



市職員立ち会いのもと、所有者と媒介希望事業者との商談会を開催します。

※商談時間は1社10分程度。

媒介事業者の決定



申請者が不動産事業者を1社選定し、市に報告します。

選定結果について、連携不動産関係団体及び媒介を希望した全ての事業者に市から通知します。

空き家所有者と契約



選ばれた事業者は物件の調査を行い、所有者と媒介契約を締結します。媒介契約を締結したら、「空き家バンク登録物件概要書」(様式第19号)を市に提出してください。

媒介契約の締結が困難と判断し、契約を締結しなかった場合は、「空き家バンク媒介契約不成立報告書」(様式第20号)を市に提出してください。

物件の登録



媒介契約を締結した物件情報を、市が熊本市空き家バンク及び全国版空き家バンク登録し情報を発信します。媒介事業者は、当該物件情報を、不動産サイトに掲載してください。

登録物件の状況報告

- 契約成立
- 契約更新
- 契約解除

不動産サイトに掲載した当該物件情報について、契約成立などの変更が生じた場合は、「空き家バンク登録物件状況報告書」(様式第21号)を市に提出してください。

【お問い合わせ】 熊本市 都市建設局 住宅部 空家対策課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL: 096-328-2514

熊本市空き家バンクについて詳しくは市ホームページをご覧ください。

【熊本市空き家バンクのご案内ページ】

熊本市空き家バンク



で検索!

